

平成28年3月22日

松阪市議会議長
大平 勇 様

海住恒幸

平成28年3月19日に名古屋市中区東別院の名古屋市女性会館「イーブルなごや」で開催された第5回地方自治研究会に参加しましたのでご報告します。

- 参加日時 平成28年3月19日午後2時～5時
- 名古屋市中区東別院の名古屋市女性会館「イーブルなごや」2階和室
- 参加者 10人（元東海自治体問題研究所事務局長、愛知県内の自治体議員2人、元名古屋市職員、藤枝律子・三重短期大学准教授ほか）

内容

地方自治研究会は、年間10回程度の開催を目標に、東海地方の自治体の職員やOB、議員、大学の研究員らが中心に活動をしている研究会で、今回で5回目です。1月の第4回に続いての参加となります。

1月は小牧市で市長がツタヤを核にした新図書館を建設しようとしたところ、住民投票になって建設が中止になった問題を同市市議会議員が報告するとともに、名城大学の教授より解説がありました。今回は、公共施設の再編、公共施設のあり方についてをテーマにしたもので、海住も報告しました。また、三重短期大学の藤枝律子・三重短期大学准教授（行政法）から、「公の施設」の基礎概念と管理運営について解説をいただきました。

わたしの方からは、松阪市がこの数年取り組んでいる公共施設マネジメントの概要をお示しし、参加者からご助言をいただきました。

特に、藤枝先生からは「公共施設は住民の信託に基づき行政が管理するもの」で、「管理方針を定めるにあたっては、住民の意思に反しないように住民の意見聴取等の事前手続きが必要」との指摘がありました。

確かにその通りで、行政は住民からの信託に基づいて管理しているという認識をつねに意識しているかどうか、基本として欠落してはならない点です。指定管理者制度やPFIの議論は行っても、その制度の活用は何のためにあるかという問題です。

以上